

平成27年7月27日
プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

『プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン』の改訂について

通信関連団体や著作権・商標権関連の団体等で構成するプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会（以下「協議会」）では、これまでにプロバイダ責任制限法にもとづく権利侵害への対応について関係ガイドラインを策定・公表し、インターネット上の権利侵害への対応に広く活用されてきました。

この6月に「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」の一部改訂について意見募集を行ったところ、1件のご意見をいただきました。ご協力に御礼申し上げます。

このたび、お寄せいただいたご意見もふまえ、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」を改訂いたしましたので、公表いたします。

【ガイドラインの改訂の概要】

- ・最近、発信者情報開示請求の準備段階で、発信者情報を消去しないようプロバイダ等に保全要請をする事例が増加していることから、保全要請を行う請求者が提出する書面及び資料と要請を受けたプロバイダ等の対応を追記した。
- ・変更箇所：P.3 に注記 4 を新規追加。P.6 に注記 5 を新規追加。

【関係資料】(http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/20150727_press から入手ください。)

- ・プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン
- ・一部改訂案に寄せられたご意見とそれに対する当協議会 WG の考え方

<問合せ先>

一般社団法人テレコムサービス協会内
プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 事務局（担当：菅野）
TEL：03- 5644-7500

<参考>

プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト <http://www.isplaw.jp/>